

五
イ
方 募
入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 爭 の

当も各
ての申
るか込
。らみ
その
のう
応ち
募応
額募
を価
順格
次の
割高
りい

四
發 行 方
法

用 振 の 法
等 替 条 律
項 及 の 法
の 適 用 の
適 用 に び
そ そ そ そ

価一を場で競争う札価振の以律社条九特
格国定特あ争入。へ格替適下へ平、一法會
競債め別つ入札に以を機用を「振替法」
争市る参て札發によ下競争は日本銀行の
入場も加、と行「価に付けるもの
札特の者財同「と
發別にご務時「と
行參よと大に「い
「加るに臣行「以
と者發応がわ。」
い・行募各れ及
う第へ限國るび
。」I以度債入価
非下額市札格競
い入

三
二
一

名 称 及 び 記
及 び 記
及 び 記

國庫短期証券（第百五十九回）

○財務省令第十三号（昭和五十七年大蔵省告示第十六号）
平成二十二年十二月二十日第五十条第一項の規定に基づき、
平成二十二年十二月二十日第五十条第一項の規定に基づき、
平成二十三年一月十一日より告示する。割引短期国債の発行等に
関する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十六号）
は、昭和五十七年大蔵省告示第十一回（昭和五十七年四月一日）
に規定する。割引短期国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十六号）
は、昭和五十七年大蔵省告示第十一回（昭和五十七年四月一日）
に規定する。

財務大臣 野田佳彦

| 十 一 | 九 八 | 七 | 六 | |
|--------|--------|------------|----------|--------|
| 發 | 振額最 | 払 | 發 | 口 |
| 發 | 替 | 低行争非者特国入価込 | 行争非者特国入価 | 行争非者特国 |
| 行 | 額 | 入価・別債札格金 | 入価・別債札格行 | 入価・別債 |
| 價 | 單面 | 札格第參市發競金 | 札格第參市發競 | 札格第參市 |
| 格 | 位金 | 發競I加場行爭額 | 發競I加場行爭額 | 發競I加場 |
| 平 | す額の振 | 千千二二 | 額億額 | 込募各 |
| 成 | るの記替 | 円三十兆 | 面円面 | み限國 |
| 二 | 。整載法 | 百七三 | 金金 | の度債 |
| 十 | 数又の | 六万千 | 額額 | 応額市 |
| 二 | 倍は規 | 億六六 | でで | 募の場 |
| 年 | の記定 | 六千百 | 千二 | 額範特 |
| 十 | 金録に | 千円四 | 三兆 | を圃別 |
| 二 | 額はよ | 九十九 | 三百九 | 割内參 |
| 月 | に、る | 百九 | 三千 | りに加 |
| 二 | よ最振 | 六億 | 億六 | 当お者 |
| 十 | る低替 | 十一二 | 円百 | ていご |
| 日 | も額口 | 一千 | 九九 | るてと |
| | の面座 | 一万六 | 十一 | 。各の |
| | と金簿 | 六百 | | 申応 |

十
六
十
五
十
四
十
三
二
十
二
口
イ

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

償行争非者特国
還入価・別債
期札格第参市
限発競I加場

入価
札格
発競
行争

平
成
二
十
二
年
十
二
月
二
十
日

財務大臣から通知を受けた者

日額償当た成銀金金行額をと、百支き償三円払は還年にう、期つ。そが二月の銀百翌行當休業業にに

十
額
面
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

額
価
金
格
錢
金
額
厘
百
円
上
の
つ
き
そ
れ
九
十
九
円
の
応

額
価
金
格
錢
金
額
厘
百
円
上
の
つ
き
そ
れ
九
十
九
円
の
応

十
額
面
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

額
価
金
格
錢
金
額
厘
百
円
上
の
つ
き
そ
れ
九
十
九
円
の
応